


# 令和8年度

## 秋田市移住者・子育て世帯定住推進事業

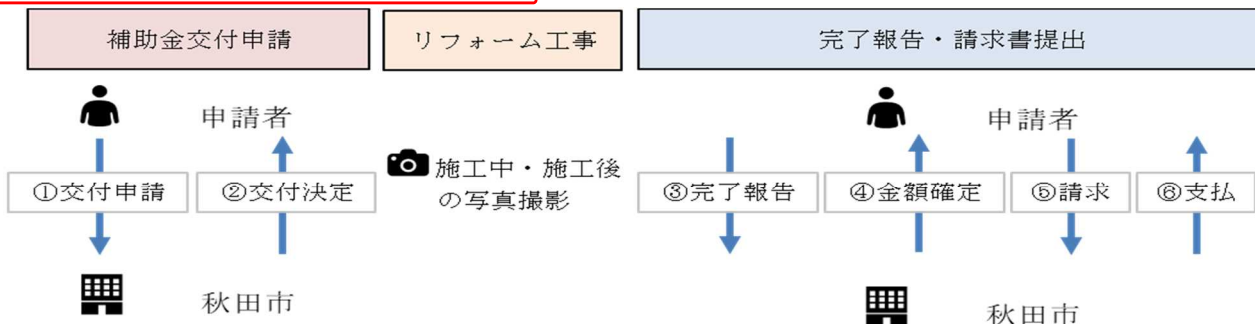
直系の親族同士が新たに同居するために必要な住宅の改修等に係る費用を補助します。

### 1 制度要件

補助対象者 (申請者)	次のいずれにも該当する者 既存の住宅(マンション等の区分所有建物を含む)を増改築(建替えを含む)又はリフォームする者(工事請負契約者に限るものとし、複数名で契約している場合も可) 令和8年度内に新たな同居を開始する世帯 <sup>1</sup> の構成員であって、当該同居における新規同居世帯が次のいずれかに該当する者 移住者 <sup>2</sup> (子育て世帯) 移住者 <sup>2</sup> (子育て世帯以外) 子育て世帯(県内) <b>1</b> 、 <b>2</b> に該当する世帯の場合は令和6年4月1日以降に同居を開始した世帯を含む <b>2</b> 移住者:連続1年以上の県外居住期間があり、当該期間の末日が令和6年4月1日以降である者 世帯の構成員に、過去に本補助金、多世帯同居推進事業補助金、多世帯同居・近居推進事業補助金、空き家定住推進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付を受けた者がいない者
補助対象住宅	次のいずれにも該当する住宅 市内に存し、いずれかの世帯が、従前から居住している住宅 世帯の構成員のうち、いずれかの名義で、所有権登記がされている住宅(建替えの場合は、建替え前後いずれの住宅についても該当する必要あり。共有名義の場合も可) 過去に本補助金、多世帯同居推進事業補助金、多世帯同居・近居推進事業補助金、空き家定住推進事業補助金又はがけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付対象となっていない住宅
補助対象工事	次のいずれにも該当する工事 同居に必要な住宅本体工事(併用住宅の場合は居住部分のみが対象) 市内に本店、支店又は営業所等を有する建築業者等が施工する工事 令和8年度内に完了し、完了実績報告書を提出できる工事
補助額	補助対象工事費の2分の1の額と次の上限額のうち、いずれか低い額 移住者(子育て世帯) 上限額150万円 移住者(子育て世帯以外) 上限額100万円 子育て世帯(県内) 上限額50万円
その他注意事項	本制度のご利用にあたっては、以下についてご確認ください。 ・交付決定を受けてから3年以上、対象住宅へ居住することが条件です。 ・世帯の構成員に市税を滞納している方がいる場合、補助の対象外となります。 ・新規同居世帯が直系卑属世帯、かつ、単身世帯の場合、補助の対象外となります。 ・他の補助金とは併用できません(みらいエコ住宅2026事業、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、秋田県住宅リフォーム推進事業、その他本市の他の補助金等)

受付期間	申請:令和8年4月1日(水)~令和8年12月28日(月) <b>予算に達した場合、申請受付を終了することがあります。</b> 完了報告:令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)
申請方法	窓口持参、郵送又はEメールでご申請ください。 <b>Eメールでご申請される場合、公的書類(戸籍謄本、住民票(又は戸籍の附票)納税証明書および登記事項証明書)については、別途原本をご提出いただく必要があります。</b>
受付窓口 お問合せ先	秋田市都市整備部住宅政策課 住宅企画担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 電話 018-888-5770 E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp ホームページ <a href="https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007792.html">https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007792.html</a> 

## 2 申請から交付までの流れ



## 3 申請時に必要な書類

1	移住者・子育て世帯定住推進事業補助金交付申請書（様式第1号）	
2	誓約書兼同意書（様式第2号）	
3	既存世帯および新規同居世帯の戸籍謄本	
4	既存世帯の住民票又は戸籍の附票	
5	【新規同居世帯が移住者の場合】新規同居世帯の戸籍の附票	
6	【新規同居世帯が子育て世帯の場合】新規同居世帯の住民票又は戸籍の附票	
7	本市市税に滞納がないことを証する納税証明書（完納証明書） 既存世帯および新規同居世帯の全員分（18歳以下の子を除く）	
8	建物の登記事項証明書	
9	工事請負契約書又は請書の写し（契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期および日付が記載され、収入印紙が貼付されているもの）	
10	工事内訳明細書又は見積書の写し（数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。）	
11	住宅の外観全景写真および工事部分の施工前写真（施工中および施工後の写真と対比できるように撮影し、行う予定の工事内容がわかるコメントをご記載ください。）	
12	【建築基準法による確認が必要な場合】確認済証の写しおよび図面	
13	【妊娠している者を含む場合】母子健康手帳の写し	
14	上記のほか、市長が必要と認める書類	

## 4 完了報告時に必要な書類

1	移住者・子育て世帯定住推進事業完了実績報告書（様式第7号）	
2	領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付および発行者が記載され、収入印紙が貼付されているもの）	
3	新規同居世帯全員の記載がある転居後の住民票又は戸籍の附票	
4	工事部分の施工中および施工後の写真（施工前の写真と対比できるよう、なるべく同じ角度から撮影し、行った工事内容がわかるコメントをご記載ください。）	
5	【確認済証の交付を受けた場合】検査済証の写し	
6	【確認済証の交付を受けた場合】工事完了後の建物の登記事項証明書	
7	上記のほか、市長が必要と認める書類	

## 5 その他の補助

【フラット35】 地域連携型	移住者・子育て世帯定住推進事業の補助を受ける方が【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を年0.50%引き下げます。
-------------------	--